

資料6-① ICT教育関係資料

学校のICT環境整備に係る新たな地方財政措置

教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定しました。また、このために必要な経費については、**2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じる**こととされています。

2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針で目標とされている水準

- 学習者用コンピュータ **3クラスに1クラス分程度整備**
- 指導者用コンピュータ **授業を担当する教師1人1台**
- 大型提示装置・実物投影機 **100%整備**
各普通教室**1台**、特別教室用として**6台**
（実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備）
- 超高速インターネット及び無線LAN **100%整備**
- 統合型校務支援システム **100%整備**
- ICT支援員 **4校に1人配置**
- 上記のほか、学習用ツール^(※)、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備
（※）ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどはじめとする各教科等の学習活動に共通に必要なソフトウェア

1日1コマ分程度、児童生徒が1人1台環境で学習できる環境の実現



（出典）文部科学省資料

学校におけるICTを活用した学習場面

各教科等の指導でICTを活用することは、子供たちの学習への興味・関心を高め、分かりやすい授業や「主体的・対話的で深い学び」の実現や、個に応じた指導の充実に資するもの。

A 一斉学習	B 個別学習	C 協働学習
<p>挿絵や写真等を拡大・縮小、画面への書き込み等を活用して分かりやすく説明することにより、子供たちの興味・関心を高めることが可能となる。</p> <p>A1 教員による教材の提示</p> <p>画像の拡大提示や書き込み、音声、動画などの活用</p>	<p>デジタル教材などの活用により、自らの疑問について深く調べることや、自分に合った進捗で学習することが容易となる。また、一人一人の学習履歴を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することが可能となる。</p> <p>B1 個に応じる学習</p> <p>一人一人の習熟の程度等に応じた学習</p> <p>B2 調査活動</p> <p>インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録</p>	<p>タブレットPCや電子黒板等を活用し、教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学习において子供同士による意見交換、発表などお互いを高めあう学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能となる。</p> <p>C1 発表や話し合い</p> <p>グループや学級全体での発表・話し合い</p> <p>C2 協働での意見整理</p> <p>複数の意見・考えを議論して整理</p>
<p>B3 思考を深める学習</p> <p>シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習</p>	<p>B4 表現・制作</p> <p>マルチメディアを用いた資料、作品の制作</p> <p>B5 家庭学習</p> <p>情報端末の持ち帰りによる家庭学習</p>	<p>C3 協働制作</p> <p>グループでの分担、協働による作品の制作</p> <p>C4 学校の壁を越えた学習</p> <p>遠隔地や海外の学校等との交流授業</p>

※「学びのイノベーション事業」実践研究報告書（平成26年）より

（出典）文部科学省資料

デジタル教科書のイメージ

<デジタル教科書>



<デジタル教科書の導入により期待されるメリット>

- デジタル機能の活用による教育活動の一層の充実
(例) 拡大縮小、ハイライト、共有、反転、リフロー、音声読み上げ
総ルビ、検索、保存 等
- デジタル教材との一体的使用
(例) 動画・アニメーション、ドリル・ワーク、参考資料 等



<特別支援教育等における活用例>

- 視覚障害のある児童生徒による、拡大機能や音声読み上げ機能の活用
- 発達障害のある児童生徒による、音声読み上げ機能や、文字の大きさ、背景色、テキストの色、行間・文字間隔の変更機能の活用 等

(出典) 文部科学省資料

音声教材の概要①

音声教材とは？

- 発達障害等により、通常の検定教科書で使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材。パソコンやタブレット等の端末を活用して学習します。
- 家庭学習での利用、学校の授業における利用。
- 文部科学省から委託を受けたボランティア団体等が製作し、読み書きが困難な児童生徒に無償で提供。

(出典) 文部科学省資料

資料6-② 特別支援学校におけるICT機器の整備状況

各特別支援学校におけるタブレットPCの整備状況（H30）

学校名	児童生徒数	学級数	タブレットPC等機器種類				タブレットPC等保有数合計	一人あたりの保有割合
			iPad	Androidタブレット	Windowsタブレット	生徒用ノートPC		
盲学校	23	13	11	0	0	0	11	47.83%
ろう学校	30	15	6	0	1	0	7	23.33%
甲府支援学校	84	32	6	0	4	4	14	16.67%
あけぼの支援学校	77	30	17	4	1	4	26	33.77%
わかば支援学校	229	49	0	0	2	0	2	0.87%
わかば支援学校 ふじかわ分校	19	9	1	0	1	0	2	10.53%
やまびこ支援学校	82	24	5	0	0	1	6	7.32%
富士見支援学校	7	4	2	0	0	0	2	28.57%
富士見支援学校 旭分校	6	3	2	0	1	1	4	66.67%
ふじざくら支援学校	109	29	5	5	0	0	10	9.17%
かえで支援学校	216	45	10	0	0	1	11	5.09%
高等支援学校 桃花学園	109	15	0	0	0	0	0	0.00%
山梨大学附属特別支援学校	51	9	3	0	0	0	3	5.88%
県立計	991	268	65	9	10	11	95	9.59%
県内特別支援学校総計	1042	277	68	9	10	11	98	9.40%

高校改革・特別支援教育課調べ

資料7-① 障害者の生涯学習関係資料

文部科学省 障害者の学びに関する当面の強化策 2019-2022 (概要)

1. 障害者の多様な学習活動の充実

- (1) 多様な学びの機会提供の促進
 - ・多様な学習プログラム、実施形態のモデルの開発・普及
 - ・放課後の学習に係る優良事例の収集・研究
- (2) 障害の特性を踏まえた学びの場づくり
 - ・視覚障害者等の読書環境の整備推進
 - ・生涯学習における先端技術の活用方策に関する研究
- (3) 学校教育段階からの将来を見据えた教育活動の充実
 - ・特別支援学校高等部学習指導要領及び解説における生涯学習に関する主な記載事項について周知
- (4) 学校卒業後の組織的な継続教育の検討
 - ・障害福祉サービス等における学びに資する実態把握・分析、発信
 - ・大学等における知的障害者等の学びの場づくりに関する実践的な研究

2. 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり

- ・生涯学習における合理的配慮に関する研究の推進
- ・一般就労以外にも、ピアサポーターとして、あるいは障害者と共に調査や研究を行うインクルーシブリサーチを通じたまちづくりへの参画など多様な社会参加の在り方を提示

3. 障害に関する理解促進

- ・学校における「交流及び共同学習ガイド」(H31.3改訂)の活用促進、「心のバリアフリーノート」の作成
- ・「超福祉の学校」(障害者参加型フォーラム)の実施

4. 障害者の学びの場づくりの担い手の育成

- ・「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」の実施により、障害者の学びの場に携わる実践者同士の交流・学び合いを進め、担い手を育成
- ・社会教育、特別支援教育、障害福祉の制度や仕組み、人的リソース等を理解した中核的人材に期待される役割、身に付けるべき専門性等について研究
- ・社会教育士の活用方策についても具体的に検討
- ・社会教育主事講習や社会教育主事等の現職研修に「障害者の生涯学習支援」を位置づけ

5. 障害者の学びを推進するための基盤の整備

- ・個別の教育支援計画への「生涯学習」の位置づけや、同計画の適切な引継ぎの促進
- ・都道府県、市町村における、障害者の学びの場へのアクセスや情報保障、学びに関する相談支援体制の確保促進
- ・当面、以下の成果指標に基づき実態把握を行った上で継続的にフォローアップを実施
 - ※ 成果指標は施策の進捗状況等を踏まえ、見直し

- ① 教育振興基本計画や障害者計画等に「障害者の生涯学習」に関する目標や事業を位置づけている都道府県・市町村の割合
- ② 障害者の学習機会に関する実態把握を行っている都道府県・市町村の割合
- ③ ホームページ等により、障害者の学習機会に関する情報提供を行う都道府県・市町村の割合
- ④ 生涯学習、教育、スポーツ、文化芸術、福祉、労働等の部局や関係機関・団体等による「障害者の生涯学習」に関する協議を行った都道府県・市町村の割合
- ⑤ 生涯にわたる学習とのつながりを見通した教育を行うことについて、学校運営に関する方針や計画等に位置づけ、実施している特別支援学校の割合

- 「学びの場や学習プログラムが身近にある」と感じる障害者本人の割合の向上

(出典)「障害者の生涯学習の推進方策について」文部科学省

特別支援学校等の学校に期待される取組

※学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告を踏まえ策定

「障害者の生涯学習の推進方策について（平成31年3月 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告）」を踏まえ、特別支援学校等の学校には以下のような取組が期待される。

1. 特別支援学校等の学校に期待される取組

（学習指導要領を踏まえた取組の推進）

高等学校及び特別支援学校の学習指導要領においては、ともに生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、必要な資質・能力の着実な育成を求めている。

特に、特別支援学校においては、別紙で添付した特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月告示）とその解説を踏まえ、各教科等の教育活動全体を通じて生涯学習への意欲を高めるとともに、地域の社会教育施設等における様々な学習機会に関する情報提供を行うなど、社会教育との連携を図った教育活動の推進を行うことが望ましい。また、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう、配慮することが求められる。

* 別紙「特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項」を参照。

（在学中からの能動性・主体性の涵養）

学校においては、障害のある児童生徒の個々の状態等に応じて適切な支援を行うとともに、児童生徒が自ら環境を整えたり、必要に応じて支援を求めたりすることや、児童生徒が能動的に自己選択・自己決定することができるよう、計画的に指導していくことが望ましい。

（交流及び共同学習の推進）

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、学校卒業後においても、障害のある児童生徒にとっては、様々な人々と共に助け合って生きていく力となり、積極的な社会参加につながるるとともに、障害のない児童生徒にとっては、障害のある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人と共に支え合う意識の醸成につながる観点から、大きな意義を有する。学校においては、交流及び共同学習をその場限りの活動で終わらせないよう、子供たちに対する十分な事前学習・事後学習を実施するとともに、日常の学校生活においても障害者理解に係る丁寧な指導を継続して実施するなど、継続的な取組として、年間を通じて計画的に進めることが望ましい。

(学校運営協議会等を活用した地域の学習機会の共有)

学校運営協議会等を活用しながら学校と地域が連携・協働し、学校や地域の実情に応じ、学校運営の方針や現状と課題を協議する中で社会教育施設をはじめとした地域の様々な学習機会に関する情報を整理して互いに共有することが望ましい。

(個別の教育支援計画への「生涯学習」の位置づけ)

特別支援学校、小・中学校の特別支援学級に在学する幼児児童生徒、小・中学校及び高等学校において通級による指導が行われている児童生徒について、一人一人に必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した的確な支援を行うことを目的に、各学校においては、個別の教育支援計画を作成している。教員、保護者、生徒本人が生涯学習に対する関心・意欲を高め、地域における生涯学習の機会に意識的につながることができるよう、当該計画の中に生涯学習に関する項目を位置づけることが望まれる。

(個別の教育支援計画の適切な引継ぎ)

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成30年8月27日初等中等教育局長通知）において示したとおり、障害のある児童生徒等については、学校生活のみならず、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であることから、各学校においては、個別の教育支援計画について、本人や保護者の同意を得た上で、進路先の企業や福祉施設等に適切に引き継ぐことが望ましい。そのため、個別の教育支援計画を作成する際に、本人や保護者に対し、その趣旨や目的を十分に説明して理解を得、第三者に引き継ぐ旨についてもあらかじめ引き継ぎ先や内容などの範囲を明確にした上で、同意を得ておくことが望まれる。

(教員と福祉関係職員との連携強化、福祉サービスに係る理解促進)

平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に合わせ、サービス利用支援等の実施時に相談支援を担当する職員が教育機関等の職員と面談等を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上でサービス等利用計画等を作成した場合に、加算が行われることとなったことも契機として、在学中から教員が福祉の相談支援に携わる職員との連携を強化し、サービス等利用計画作成などの障害福祉サービスの利用の流れについて、教員や生徒・保護者等の理解を深めていくことが望まれる。

(障害者の生涯学習に関する教員の理解促進)

学校教育から卒業後の学びへの円滑な移行の重要性について理解を深められるよう、特別支援学校等の学校の教員は、各地における障害理解の促進、実践者同士の学びあいによる担い手の育成、障害者の学びの拡大を目指して、令和元年度は全国6カ所で開催する文部科学省事業「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」等の場に参加することが望ましい。

2. 特別支援学校に期待される取組

(特別支援学校における卒業生のフォローアップ)

卒業生が円滑に次のステージに進めるよう、卒業後の一定期間、卒業生の様子（例：就職先での状況など）をフォローアップしたり、進路などの相談窓口になったりするなどの支援に取り組むことが望ましい。なお、学校によっては、フォローアップの一環として、仕事への適応や上司・同僚とのコミュニケーション等の不安などに対応するため、卒業生の学びの場（例：職場報告会、生活設計・雇用制度・職場でのコミュニケーションの学習など）を提供している例もあり、こうした取組も参考とすることが望まれる。

(同窓会組織等が主催する学びの場への協力)

特別支援学校において同窓会組織等が学びの場をつくる際、学校施設の貸出や特別支援学校教員の支援ノウハウ、人的ネットワーク等との連携を図る等の協力をすることが望ましい。なお、その際教員の働き方には十分配慮することが重要である。

(出典)「障害者の生涯学習の推進方策について」文部科学省

